

平成27年

第17回教育委員会会議録

秋田県教育委員会

平成27年第17回教育委員会会議録

1 期 日 平成27年10月29日 木曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後2時00分

4 閉 会 午後2時24分

5 出席委員 北林真知子

田中 直美

長岐 和行

伊藤佐知子

岩佐 信宏

米田 進

6 説明のための出席者

教 育 長 米田 進

教育次長 今井 一

教育次長 鎌田 信

総務課長 佐藤雅彦

施設整備室長 田松和彦

教職員給与課長 碓屋裕一

幼保推進課長 小柳公成

義務教育課長 佐藤昭洋

高校教育課長 安田浩幸

特別支援教育課長 西嶋崇広

生涯学習課長 沢屋隆世

文化財保護室長 近江谷正幸

福利課長 相原和義

7 会議に附した議案

議案第47号 平成28年度秋田県教育委員会人事異動方針（案）について

議案第48号 秋田県立図書館協議会委員の任命について

8 議決した事項

議案第47号 平成28年度秋田県教育委員会人事異動方針（案）について

議案第48号 秋田県立図書館協議会委員の任命について

9 会議の要旨

【北林委員長】

ただいまより、平成27年第17回教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名員は1番田中委員と3番伊藤委員にお願いします。

【北林委員長】

はじめに、議案第47号「平成28年度秋田県教育委員会人事異動方針（案）について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第47号「平成28年度秋田県教育委員会人事異動方針（案）について」説明

【北林委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【岩佐委員】

実施方針の（1）④で、例えばこのような学校との間で教員の交流を行っているのですが、県内の私立学校とは交流を行った実績は、今までなかったのでしょうか。

【高校教育課長】

現在、県立高校と聖霊高校の教員が1名ずつ交流しております。期間は1年です。

【義務教育課長】

小・中学校においては、これまでございません。

【伊藤委員】

「両立支援」という言葉が気になったのですが、「支援」とは、何を支援するのでしょうか。

【総務課長】

両立できるように支援しようということです。

【北林委員長】

家庭生活と職業生活を両立できるように支援するということですね。

【総務課長】

そういうふうに配慮した異動を行うということです。

【長岐委員】

人事異動については、この後どういう段取りで進めていくのか、大まかな流れを差し支えのない範囲で、この機会に改めて教えてください。

【総務課長】

総務課で主に携わっているのは、基本方針（2）の教育庁等に勤務する職員ですが、これについては、11月いっぱいぐらいをかけて、各機関の所属長が所属職員の面談をして、異動希望をヒアリングしております。その所属長の面談を12月前半に行い、それを踏まえて、教育庁と知

事部局との交流がありますので、人事課との面談を年明けに行います。それも踏まえて作業を進め、教育委員会の議決を得た上で、3月下旬に公表となります。

【高校教育課長】

高校関係は、この後、総務課から人事異動方針が学校にも出されますので、それを受けまして、高校としての人事異動方針案も決めて、学校に通知します。

その後、それを受けて、だいたい11月いっぱいくらいで先生方に異動の希望等を考えていただき、学校に提出することになります。それを受けて、所属長が面接などを行い、高校教育課にそういった情報が入ってきます。

1月に入れば、学校長から学校事情やその職員の事情等のヒアリングを行いまして、義務教育課など他との連携を図りながら、1月、2月と進んでいって、3月の決定となります。

【義務教育課長】

小・中学校関係ですが、まず採用については、5月、6月のあたりから動いていくこととなります。それから、管理職の選考については、教頭が5月あたりから動いていくこととなりますが、その後、一次、二次と2回選考して、最後は研修までやります。その後、校長の登用について動いていきます。

本日のこの方針を受けて、義務教育課としての人事異動方針も定め、北・中央・南の3ブロックに分けて市町村の教育長に集まっていたいただいて、今年度の人事方針として、このようなかたちで進めていきたいということをお話します。市町村の教育長は、それを受けて、校長を集め、異動調書というものを学校に配付します。

その後、12月上旬から1月にかけて、県教委・市町村教委・校長の三者で協議をします。何を協議するかというと、校長は来年度の学校運営の基本方針をそこでお話します。来年度はこういう学校にしたい。こういう課題があるので、こういう学校経営をしたい。だから、こういう人事をしたい。こういうところに特化した教員をうちの学校に配置してほしい、例えば特活など、こんなところを強化したいと。こういう人事異動に関する協議を行います。

それに基づいて、いよいよ動いていき、2月末までいろいろと作業が始まります。

【特別支援教育課長】

特別支援学校関係は、県立学校ということで、高等学校と基本的に同じ流れで進んでいきます。

【田中委員】

この人事異動方針というのは、講師の方には当てはまらないのでしょうか。何か別のものがあるのでしょうか。

【高校教育課長】

人事異動方針は、基本的に、校長・教頭も含めた教諭までの人事異動ということであって、臨時講師・非常勤講師等に関しては、登録制であり、それを配置するというので、人事異動というかたちではありませんので、これには直接関係してきません。

【田中委員】

その場合に、今回の方針にある家庭生活との両立支援など、そういうところは何か考慮されるのですか。

【高校教育課長】

義務教育課も特別支援教育課も同じだと思いますが、すでに講師等をしておられる方に関しては、現所属長の校長がおりますので、事情等を聞く機会もありますし、新しく登録されて配置する方に関しても、希望や、あるいは事情があって配慮しなければならないことは、電話等で確認しながらやっております。

【義務教育課長】

義務教育関係の講師については、事務所・出張所がありますので、県立学校と違うところは、事務所・出張所単位で、どのあたりの勤務地がいいかということをご希望させております。

【特別支援教育課長】

県立学校ということで、高等学校と同じかたちで希望を採ります。

【北林委員長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

では、表決を採ります。

議案第47号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

それでは、議案第47号を原案のとおり可決します。

次に、議案第48号「秋田県立図書館協議会委員の任命について」、生涯学習課長から説明をお願いします。

【生涯学習課長】

議案第48号「秋田県立図書館協議会委員の任命について」説明

【北林委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【長岐委員】

14番の方は19歳ということですが、高校生にも参政権が与えられる人が一部出てくる時代ですので、年齢は問わないと思いますし、非常にいいと思います。全国的に見たときに、この種の委員に10代の方が入っているというのは、秋田県初なのか、他にもあるのか、今の時点で分かりますか。

【生涯学習課長】

おそらく10代は、あまり他県では例がないと思います。前回も10代の委員を高校生から選んでおりましたが、なかなか学校の事情がありまして、協議会を開いても参加するのに苦慮していたということがありましたので、今回は若い大学生ということで19歳の大学2年生の方をお願いしました。

【長岐委員】

いろいろな階層の意見を聞くということで、とてもいい発想だと思います。

【北林委員長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

では、表決を採ります。

議案第48号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

それでは、議案第48号を原案のとおり可決します。

次に、次期委員長の選挙を行います。

委員長の任期が、平成27年11月5日までとなっていることに伴い、次期委員長の選挙を行います。選挙の方法についてお諮りしますが、指名推薦の方法により行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

異議がないので、指名推薦の方法により選挙を行います。

次に、指名者についてお諮りします。委員長職務代理者の田中委員を指名者としてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

異議がないので、指名者を田中委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【田中委員】

それでは私から指名させていただきます。岩佐委員を推薦したいと思います。

岩佐委員は、まだ教育委員になられて1年ですが、経済界にも広く関わっていらっしゃる方ですし、在学中のお子さんもいらっしゃって、いろいろな方面で活躍なさっていらっしゃいます。さらに、いろいろ的確な意見や斬新な意見を出していただいて、4月から新しい教育委員会制度に変わりますが、最後の委員長に大変ふさわしく、頑張っていただけの方ではないかと思います。どうぞ皆さん、よろしくお願ひします。

【北林委員長】

ただいま、岩佐委員をご推薦いただきました。

それでは、岩佐委員を次期委員長に選出することによろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

それでは、次期委員長を岩佐委員といたします。よろしくお願ひします。

委員長の任期は、平成27年11月6日から、法改正により現教育長の委員としての任期が満了する平成28年3月31日までとなります。

なお、委員長職務代理者につきましては、秋田県教育委員会会議規則第6条により、前任の委員があたることとされておりますので、私、北林が務めさせていただくことになります。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、岩佐委員、一言お願ひいたします。

【岩佐委員】

昨年12月に就任させていただきました。まだ10か月くらいですけれども、いろいろなこういう会議や学校・施設を訪問させていただきました。特に学校を訪問して、現場の先生方の頑張り、また、ここでバックアップしてくださる教育長や市町村の教育委員会の皆さんの想い、そして何よりも真摯に勉強に向かう児童生徒の頑張り、そういうのを見て、また新たな発見をいたし

ました。そんな学校の先生方、児童生徒、そしてスタッフの頑張りが結果に結びつくような仕組み作り、それにつながるようなことを、これから一生懸命に取り組んでいきたいと思っております。私の任期もそれほど長い期間ではありませんが、一生懸命やりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

【北林委員長】

ありがとうございました。

予定された案件は以上ですが、他にございませんか。

特になければ、以上で本日の会議を閉じます。

お疲れさまでした。